

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・27年2月号



★「必ず儲かる」「人を誘うだけ」などと言って誘われるビジネスには ご注意!・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

友人に良い話があると誘われファミレスに行くと、健康食品のマルチ商法の勧誘だった。「お金はかからない。人を紹介したら、どんどん自分のお金になる」と勧められ、登録料10万円と毎月約1万円分の商品を購入する契約をして、カードで支払った。「必ず儲かる」と思い契約をしたが、新しい会員を見つけられず、間もなくカードの支払日が来るが支払いできない。どうしたらよいか。(20代学生)

(処理結果)

連鎖販売取引は、契約書面の交付日を含む20日以内であればクーリング・オフができます。契約書面を渡されていないときや、記載内容に不備があるときは、20日を越えていても可能です。

本件では契約書面が交付されていなかったため、クーリング・オフするよう相談者に助言。事業者とカード会社に契約解除の書面を送付し了承されました。

(アドバイス)

連鎖販売取引はトラブルが多いため、法律で様々な規制がなされています。成功者の話ばかり強調されますが、皆が上手くいくわけではなく、新しい会員を勧誘できずに多額の支払いのみが残ったり、行き過ぎた勧誘行為で人間関係を壊してしまうこともあります。友人の誘いであっても、内容が理解できない、怪しいなど感じたら、はっきりと断りましょう。

★「日本沿岸に消波ブロックを設置していく」という計画への出資話。

・・・久留米市消費生活センター

(相談事例)

先日、知人から紹介された人(A氏、B氏)と会い、「国が日本沿岸に消波ブロックを設置するという計画があり、その計画に参入するブロック製造会社に投資すると長期にわたり高利回りが約束される。」と説明を受けた。A氏とB氏を信用している知人はその会社に数百万円を出資しているという。しかし、知人は預り書はもっているが、契約書などは持っていないと言うので「騙されているのではないか」「国の消波ブロックの計画は本当のことなのか」心配なので調べてほしい。

(処理結果)

関係機関へ問い合わせたところ「消波ブロックの設置計画は所どころであるかも知れないが、調べようがない。」とのことであった。国の消波ブロックの計画については、具体的な計画のことなどをA氏やB氏に聞き、納得するまでは出資しないように伝えました。

(アドバイス)

知人が信用しているからと言って安易に契約しない。「高利回りなどいいところだけを強調する。」など説明が不十分で、「契約を急がせる」など不審に感じた場合はキッパリと断る。家族や消費生活センターなどへ相談するなど冷静に対処しましょう。

困ったときは、
まずはご相談
下さい!



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)
福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857
宗像市	0940-33-5454 (第2・第4土曜日も電話相談可)

* 「消費者ホットライン」0570-064-370 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。